

一般廃棄物に関する指定区域(廃止済一般廃棄物最終処分場)(高松市分を除く)

指定番号	指定年月日	所在地				埋立地の区分
		市町名	町・大字	丁目・字	地番	
香一廃一	平成22年3月12日	東かがわ市	引田	字中山	1803番	省令第12条の31第2号
香一廃二	平成22年3月12日	東かがわ市	馬篠		1193番3の一部、1194番3、1196番2、1196番7の一部、1198番6、1198番7、1199番1、1200番、1201番1、1201番2、1201番3、1201番4、1201番5、1203番	省令第13条の2第1号
香一廃三	平成22年3月12日	小豆郡 小豆島町	坂手	字大手城	乙1688番1、乙1688番2、乙1688番3、乙1688番4、乙1724番1、乙1724番2、乙1724番3、乙1724番4、乙1730番2	省令第13条の2第1号
香一廃四	平成22年3月12日	綾歌郡 綾川町	陶	字丸山	989番	省令第13条の2第1号
香一廃五	平成22年3月12日	仲多度郡 まんのう町	後山	字樋向	114番8、115番1、115番2、115番3、115番4、115番5、115番6、115番7、115番8、119番33、119番52、119番61	省令第13条の2第1号

- 備考 1 所在地は、令和3年10月20日現在において有効な地番とする。  
 2 埋立地の区分の欄中「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。